

5 定義と範囲

(1) 生産額

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価値の総計で、産業連関表のタテとヨコの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値となります。この意味で、生産額のことを特にコントロール・トータルズ（Control Totals）、略してCTとも言います。

推計に当たっては、全国表の10桁分類ごとに推計するように努め、産業連関部局長会議「平成27年産業連関表作成基本要綱」、総務省「地域産業連関表作成基本マニュアル」等を参考としています。

以下に各部門（内生部門・最終需要部門・粗付加価値部門）の定義と範囲を掲載します。

(2) 内生部門

① 農業

（定義と範囲）

この部門は、米、麦、野菜等の耕種農業、畜産及び農業サービスの生産活動です。

生産額には、上記の生産活動による財・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の育成成長分及び農家の自家消費分も含まれます。

② 林業

（定義と範囲）

この部門は、育林、素材、特用林産物（狩猟業を含む。）の生産活動です。生産額には、収穫物のほか立木の保護育成が含まれます。

なお、林道、治山等の農業土木は、建設部門に含まれます。

③ 漁業

（定義と範囲）

この部門は、沿岸漁業、沖合、遠洋漁業及び海面養殖業からなる海面漁業と河川、湖沼等の内水面漁業・養殖業の生産活動です。

④ 鉱業

（定義と範囲）

この部門は、石炭・原油・天然ガス、砂利・砕石、その他の鉱物の生産活動です。

⑤ 製造業

（定義と範囲）

この部門は、日本標準産業分類における大分類E「製造業」を主体とします。

⑥ 建設

（定義と範囲）

この部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った土木・建築活動であり、建築、建設補修、土木からなります。なお、これらの建設工事に係る用地費等は生産額に含めません。

⑦ 電力・ガス・水道

(定義と範囲)

この部門は、電力、都市ガス、熱供給業、水道の生産活動です。

電力は、県内における火力、水力等による販売用の発電・送配電からなり、水道は、上水道、下水道、工業用水からなります。

⑧ 商業

(定義と範囲)

この部門は、商品を仕入れて販売する卸売・小売の活動です。

本部門の生産額概念は、他の部門と異なり、売上高から仕入額を差し引いた商業マージン額を生産額とします。

⑨ 金融・保険

(定義と範囲)

この部門は、金融と保険の生産活動です。

金融の生産額は、金融仲介サービスと手数料収入を合計したものです。金融仲介サービスの計算は、FISIM (P51 参照) により行います。

保険は、生命保険と損害保険とに分けられ、その生産額は、「(受取保険料+資産運用益) - (支払保険金+準備金純増)」の式で計算される帰属保険サービスで評価されます。

⑩ 不動産

(定義と範囲)

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動です。

住宅賃貸料の生産額は、家賃収入と帰属家賃に分けられます。帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中家賃の賃貸料で評価したものです。

⑪ 運輸・郵便

(定義と範囲)

この部門は、鉄道輸送、道路輸送、自家輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、運輸附帯サービス、郵便・信書便からなります。

⑫ 情報通信

(定義と範囲)

この部門は、通信、公共放送、民間放送、有線放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報制作からなります。

⑬ 公務

(定義と範囲)

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に非市場生産者(一般政府)として分類していますが、そのうち教育、研究等「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる部門を除いたものです。

⑭ サービス

(定義と範囲)

この部門は、廃棄物処理、教育・研究、医療・福祉、他に分類されない会員制団体、対事業所サービス、対個人サービスからなります。生産額は原則として売上高をもって充てています。

⑮ 事務用品

(定義と範囲)

この部門は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とする仮設部門です。

⑯ 分類不明

(定義と範囲)

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする部門です。また、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあります。

(3) 最終需要部門

① 家計外消費支出(列)

(定義と範囲)

家計外消費は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で、家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とします。最終需要部門では、全産業での消費額が財・サービス別に計上され、粗付加価値部門では、その支出額が産業別に計上されます。

② 家計消費支出

(定義と範囲)

家計の財及びサービスに対する消費支出額から同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものです。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上します。

③ 対家計民間非営利団体消費支出

(定義と範囲)

対家計民間非営利サービス団体の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しくなります。

したがって、対家計民間非営利団体の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものになります。

④ 一般政府消費支出

(定義と範囲)

中央・地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)の生産額(生産活動に要するコストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央・地方政府の自己消費額に等しくなります。

したがって、非市場生産者(一般政府)の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものになります。

⑤ 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

(定義と範囲)

中央・地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物・構築物及び研究・開発等の資産(社会資本)に係る固定資本減耗分を範囲とします。

⑥ 県内総固定資本形成

(定義と範囲)

非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）及び市場生産者並びに家計による県内における建設物、機械、装置、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む。）などの固定資産の取得からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含め、のれん代等の非生産資産は含みません。土地は購入価格を除いた、土地の造成・改良費のみを計上します。

なお、固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとしています。

また、資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対する大補修、大改造は、原則として資本形成として計上します。

さらに、長期生産物の仕掛品については、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上します。ただし、建築物の場合は、工事進捗量をもって生産額とし、そのすべてを資本形成とします。

また、家畜のうち資本用役を提供するものについては、成畜ではなくとも成長増加分を資本形成に計上します。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上します。同様に果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上し、苗木生産者が所有するものは在庫に計上します。

⑦ 在庫純増

(定義と範囲)

在庫純増は、在庫を生産する産業が保有する生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、商業部門が保有する流通在庫、市場生産者、非市場生産者（対家計民間非営利団体）及び非市場生産者（一般政府）が保有する原材料在庫の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したものです。

⑧ 移輸出

(定義と範囲)

県内で生産された財及びサービスの国外に対する「輸出」及び国内の他都道府県に対する「移出」からなります。また、財の単なる通過は考慮しません。

⑨ (控除) 移輸入

(定義と範囲)

財及びサービスの国外からの「輸入」及び国内の他都道府県からの「移入」からなり、関税及び輸入品商品税を含みます。移輸入された財及びサービスは県内で消費され、財の単なる通過は考慮しません。

(4) 粗付加価値部門

① 家計外消費支出（行）

概念定義については、最終需要部門の家計外消費支出（列）を参照してください。

② 雇用者所得

(定義と範囲)

雇用者所得とは、県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得です。雇用者所得は県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としています。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含めます。

雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当により構成されます。

③ 営業余剰

(定義と範囲)

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものを範囲とします。個人業主や無給の家族従業者などの所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれます。

非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しません。営業余剰は市場生産者のみに発生します。

④ 資本減耗引当

(定義と範囲)

固定資産の価値は生産過程において消耗されていきますが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とします。減価償却費は、固定資産の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものです。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

概念定義については、最終需要部門の一般政府消費支出（社会資本等減耗分）を参照してください。

⑥ 間接税

(定義と範囲)

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入または使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものです。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれます。消費税はここに含まれます。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として県表では、移輸入に計上します。

⑦ （控除）経常補助金

(定義と範囲)

経常補助金は、一般的に、非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常交付金です。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払は補助金には含まれません。県民経済計算の補助金と同じ範囲となります。